

今チャレンジ新連携

新連携

□ 新連携事業とは

新連携（中小企業新事業活動促進法では、「異分野連携新事業分野開拓」といいます）とは、その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいいます）を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいいます。

□ 新連携支援のスキーム

【連携体を構築する】⇒【事業計画の作り込み】⇒【経済産業局に申請・認定を受ける】
⇒【事業計画の実施】⇒【事業化】

□ 新連携事業の要件

新連携事業の計画内容については、異分野の事業者が、経営資源を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図るものであることが必要です。

「異分野」とは

日本標準産業分類における細分類（4桁）が異なるものをいいます。ただし、同分類でも、持ち寄る経営資源が異なれば異分野とします。

「新事業活動」とは

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

*ここでの「新たな」とは、地域や業種を勘案して新しい事業活動をさしています。ただし、当該地域や業種において、既に相当程度普及している技術・方式の導入等及び研究開発の段階にとどまる事業については支援対象外。

「新事業分野開拓」とは

市場において事業を成立させることです。「需要が相当程度開拓されること」が必要であり、具体的な販売活動が計画されているなど事業として成り立つ可能性が高く、継続的に事業として成立することが求められます。

*「計画期間」は3～5年間です。さらに財務面では「新事業活動」により持続的なキャッシュフローを確保し、10年以内に融資返済や投資回収が可能なものであり、資金調達コストも含め一定の利益をあげることが必要です。

□連携体の条件

- (1)中核となる中小企業が存在すること
- (2)2以上の中小企業が参加すること。他に、大企業や大学、研究機関、NPO、組合などをメンバーに加えることも可能です。ただし、中小企業の貢献度合いが半数以下の場合は支援対象外。
- (3)参加事業者間での規約等により役割分担、責任体制等が明確化していること。

支援策

□融資の優遇措置

- (1)政府系金融機関による低利融資制度
「新連携計画」に基づく設備資金及び運転資金について、金利面（政策金融の中で最優遇の金利）などで優遇しています。
日本政策金融公庫（中小企業事業）東京相談センター TEL. 03-3270-1260
- (2)高度化融資制度
「新連携計画」に基づいて4者以上が連携して行う事業に必要な生産・加工施設等の設備資金について、中小企業基盤整備機構が都道府県と協力して融資を行います。なお、融資に当たっては、中小企業基盤整備機構が戦略会議と連携しながら、新連携計画の認定前に高度化事業計画に対するアドバイスを行います。
中小企業基盤整備機構地域経済振興部地域振興企画課 TEL. 03-5470-1528

□信用保証の優遇措置

- (1)信用保証の特例
中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証する制度で、新連携計画の認定を受けた中小企業者については、普通保証、無担保保証、特別小口保証、売掛金債権担保保証に加えて、別枠で同額の保証を受けることができます。
新事業開拓保証の限度枠の拡大措置もあります。
全国信用保証協会連合会業務部 TEL. 03-6823-1200
 - (2)情報処理推進機構の債務保証
新連携プロジェクトの実施において、新技術を活用したプログラムの開発に必要な資金について、「新連携計画」に参画する個別企業の返済能力、プロジェクトの内容を評価し、無担保で債務保証を行います。
情報処理推進機構ソフトウェア開発事業部金融グループ TEL. 03-5978-7505
- *その他新事業活動促進支援補助金、中小企業投資育成株式会社法の特例、特許料等の減免措置等の優遇措置が講じられております。詳細は
中小企業庁経営支援部新事業促進課 TEL. 03-3501-1767
関東経済産業局新規事業課 TEL. 048-600-0394